

## 平成29年度第3回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 平成29年10月3日(火) 午前10時00分～午前10時30分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

(1) 豊山町選挙管理委員会委員

委員長 水野春巳

委員 坪井清夫 東海林宗義 安藤保信

(2) 事務局

書記長 安藤光男

書記 小川徹也 林真吾 川原美香

4 議題

第48回衆議院議員総選挙について

5 会議資料

議案第3号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること

議案第4号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第5号 開票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第6号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第7号 期日前投票所を定めること

議案第8号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること

議案第9号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること

議案第10号 最高裁判所裁判官国民審査における裁判官の氏名等を掲示する場所を定めること

議案第11号 投票所を定めること

議案第12号 開票の場所及び日時を定めること

議案第13号 開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること

第48回衆議院議員総選挙 選挙管理員の業務予定

6 議事内容

書記：ただ今より平成29年度第3回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます

ます。

初めに、委員長よりごあいさつをいただきます。

委員長よろしくお願いいたします。

委員長： 皆様、おはようございます。本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。本日の委員会の議題は、平成29年10月22日に執行されます第48回衆議院議員総選挙についての議案でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、あいさつとさせていただきます。

書記： それでは、議事の取り回しを委員長にお願いいたします。

委員長： 本日の議案は10件です。

第48回衆議院議員総選挙の執行について、関連がありますので、一括して事務局に議案第3号から議案第13号までの説明を求めます。

書記： 今回第48回衆議院議員総選挙ということで、10月10日公示、10月22日投開票となっております。

まず、「議案第3号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること」としまして、例年どおり35箇所の設置を予定しております。前回の選挙からの変更点ですが、6番しいの木の西側を豊山中学校のフェンス側に設置するように変更しております。また、今回の選挙から変更する場所は、豊場西投票所の13番です。これまでは、西名公民館の西側の私有地をお借りしていましたが、売却の関係で設置ができなくなりましたので、西名公民館の町道沿いに設置することになりました。

こちらの内容で、先日、愛知県の選挙管理委員会に提出してきました。

続きまして「議案第4号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること」についてご説明します。豊場東投票所は坪井委員、豊場西投票所は安藤委員、豊場南投票所は東海林委員、豊場富士投票所と青山投票所につきましては、前回の参議院議員通常選挙と同様に、富士は岡島敬司さん、青山は安藤進啓さんをお願いをしています。職務代理者は、本町の職員を1名ずつ配置します。

続きまして、「議案第5号 開票管理者及び同職務代理者を選任すること」についてです。開票管理者は水野委員長に、職務代理者は坪井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして「議案第6号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること」についてです。委員長は、公示当日の午後6時からくじ引きがありますので、坪井委員から順番に組ませていただきました。日程の変更がありましたら後ほど伺います。土日については、職員で対応する予定です。

続きまして「議案第7号 期日前投票所を定めること」ですが、豊山町役場

の2階会議室1・2を予定しております。

続きまして「議案第8号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること」についてです。10月10日の8時30分から、愛知県で立候補受付をしまして、市町村毎に、投票所に掲示する氏名等の掲載順序をくじ引きで決めることになっております。10月10日の午後6時から2階の会議室1で行いますので、委員長はご参集をお願いします。

続きまして、「議案第9号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること」についてです。不在者投票は、郵送に時間がかかることから、公示前でも投票用紙の発送ができるように、市町村の選挙管理委員会で定めることができます。事務の都合上、10月6日から発送できるように定めます。

続きまして「議案第10号 最高裁判所裁判官国民審査における裁判官の氏名等を掲示する場所を定めること」についてです。こちらは、法律で1投票所につき必ず1つ以上、裁判官の氏名を掲示することとなっておりますので、各投票所の入口に掲示します。ポスター掲示板の横に裁判官の氏名を掲示する予定です。今回の選挙では、7名の方の審査が行われます。

続きまして、「議案第11号 投票所を定めること」になります。前回の選挙と同様、豊場東投票所はしいの木、豊場西投票所は役場、豊場南投票所はひまわり、豊場富士投票所は富士保育園、青山投票所はさざんかの計5か所で行います。

続きまして「議案第12号 開票の場所及び日時を定めること」についてです。小選挙区・比例代表については、豊山町役場で10月22日午後9時から行う予定です。

最後に、「議案第13号 開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること」についてです。開票立会人は、投開票日の3日前まで受付し、最大10名ですので、10名を超える場合は、くじで立会人を定めることとなっています。くじは、役場の会議室1で10月20日の午前9時からを予定していますので、委員長お願いします。

ただ、10名を超えない場合、くじ引きは行いませんので、またこちらからご連絡します。

議案については以上です。

委員長： 事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

(特になし)

委員長： 無いようですので、質疑を終わります。

それでは、採決に入ります。議案第3号から議案第13号について、賛成の

方の挙手を求めます。

委員：（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認めます。

以上で、本日の議題は終了となります。

その他何かありましたらお願いします。

書記：では、事務局からご連絡します。お配りしている選挙管理委員の業務予定をご覧ください。

公示日10月10日の午後6時から、候補者氏名の掲載順序を定めるくじを行いますので、委員長におかれましては、午後6時までに役場2階の会議室1にお越しくださいますようお願いいたします。

10月20日（金）については、皆様には午後3時30分に会議室にお集まりいただき、各投票所の設営状況の点検をお願いします。

次に、選挙啓発の関係で10月18日（水）、19日（木）の2日間、午後3時から明るい選挙推進協議会の委員の方々に協力いただきまして、町内のスーパーで啓発品を配布し、広報車により広報する予定です。

最後に事務連絡ですが、次回の選挙管理委員会については、12月1日（火）に開催予定ですので、よろしくをお願いします。

以上で事務連絡を終わります。

委員長：その他ありませんか。

委員：投票箱は3個になるのか。

書記：本町では、2個で対応しています。小選挙で1箱、比例代表と国民審査は同じ箱を使っています。

委員長：その他よろしいですか。

以上で、本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、平成29年度第3回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

平成29年10月3日

委員長	水野春巳
委員	坪井清夫
委員	東海林宗義
委員	安藤保信